

営業概況報告書

平成〇〇年 〇月 〇日^①から平成〇〇年 〇月〇〇日まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日^②

総務大臣^③ 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、
名称及び代表者名の氏名を記載することとし、代表者が自筆で
記入したときは、押印を省略できる。) 印

許可の番号及び年月日

1 経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を ○で囲むこ と。)	株式会社 合資会社	資本	資本の額又は 出資の総額 ^④	千円	株式	発行する 株式の総数	株	
	有限会社 合同会社		当期中の 増減額	千円			人	発行済株式 の総数
	合名会社 個人 その他		株主(社員又 は組合員数)					

2 役員^{⑤⑥}

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等			
監査役 (監事)等			

記 載 要 領

- ① 開始年月日については、特定信書便事業者の事業開始年月日ではなく、営業概況報告書に添付されている財務諸表の当該事業年度の期首年月日を記載して下さい。
- ② 提出年月日を記載して下さい。
- ③ 提供区域が中国地方のみの事業者は、中国総合通信局長あてに提出願います。
- ④ 財務諸表の資本金額と一致しているかご確認をお願いします。
- ⑤ 役員は、提出日時点の役員を記載して下さい。
- ⑥ 役員に変更があった場合は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）第33条において準用する法第10条に基づく届出（記載事項証明書等を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第48条第1項第7号に基づく届出（宣誓書を含む。）を提出して下さい。
- ⑦ 表記載の事業で、事業許可申請時又は前年度営業概況報告書に記載されていなかった事業が新たに行われている場合は、法第10条による届出を総務大臣あて提出して下さい。
この場合、添付書類として提出いただく書類は、定款の変更がなされている場合は、変更後の定款の写し又は記載事項証明書でかまいません。ただし、同時に他の届出がなされており、添付書類として記載事項証明書が添付されている場合は、添付を省略しても差し支えありません。なお、定款等に既に事業名が記載されており、収入が生じたことをもって新たに記載した場合は、証明書類の添付は省略しても差し支えありません。
- ⑧ 事業許可申請時に記載した事業名と同様、日本標準産業分類に従って記載して下さい。また、事業の分類は事業収支見積書と同様の分類で差し支えありません。ただし、実情に応じて細分化して記載することを妨げるものではありません。
- ⑨ 各事業の営業収入額及び構成比率の双方を記入願います。
- ⑩ 営業収入は1円単位で記載することが望ましいが、財務諸表で金額の単位を千円単位としている場合は、財務諸表の単位による記載でもかまいません。
- ⑪ 営業収入の合計額が、財務諸表の営業収入額と一致しているか念のためご確認をお願いします。
- ⑫ 営業収入額は、事業年度途中で特定信書便事業を開始した場合であっても、案分する必要はなく、財務諸表の金額を基に記載して下さい。
- ⑬ 他の事業を兼務している従業者について案分する場合は、小数点第一位までの記載が望ましい。
- ⑭ 従業員数の具体的な案分方法は次のとおり。
a) 従業者数を、各事業の作業時間、取扱物数等の分量の割合により案分してください。
b) 上記a)による案分ができない場合は、各事業の収入比により案分してください。
c) 各事業に従事した分量の割合が明らかでなく、収入比によっても案分できない場合（特定信書便事業の収入がない場合）は、各企業に均等に従事したものとして従業者数を計上して下さい。

3 行っている事業^⑦

事業の名称 ^⑧	従業員数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%) ^{⑨⑩⑪⑫}	事業の名称	従業員数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)
特定信書便事業	〇〇人 ^⑬	〇〇〇,〇〇〇円 〇.〇%			
			合 計	〇〇〇人	〇〇〇,〇〇〇円 100%

注1 従業員数は、給料支払いの対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあつては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

2 他の事業と兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合で案分して計算することとし、それらの案分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。^⑭

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。